

公立大学法人公立小松大学における研究費の適正な管理に関する基本方針

令和3年4月1日

公立大学法人公立小松大学（以下「本学」という。）では、「公立大学法人公立小松大学研究費管理規程」（平成30年7月11日規程第52号）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえて、本学における研究費の適正な管理のために、以下の基本方針を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

研究費の不正根絶を実現するため、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、大学全体で組織的に研究費の不正使用防止に取り組む。また、不正使用防止対策に係る責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に係る関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実にかつ継続的に実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入して管理する。また、研究費の執行に関する書面やデータ等を本学の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

5. 情報発信・共有化の推進

研究費の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、研究費に係る不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

6. モニタリングの在り方

研究費の不正使用が起きない、起こさせない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。